

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館		職員の身分	国家公務員	
法人概要	<p>特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること、行政機関からの委託を受けた行政文書の保存、歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言等を行う。</p> <p>内閣総理大臣の求めにより、行政文書の管理状況についての報告若しくは資料徴収又は実地調査を行う。</p> <p>内閣総理大臣からの委託を受けて、地方公共団体に対し、技術上の指導又は助言を行う。</p> <p>アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供を行う。</p>								
沿革	<p>国立公文書館は、総理府の附属機関として昭和46年7月に設置、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）により、独立行政法人に移行すべき機関とされ、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成11年法律第161号）が施行された平成13年4月1日から独立行政法人となった。</p>								
中期目標期間	平成22年4月～平成27年3月（5年間）								
					平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）					4	3	4	4〔0〕（1）	
常勤役員数					2	2	2	2	
非常勤役員数					2	1	2	2	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）					38	47	44	45〔0〕（24）	
うち間接部門					16	18	17	17	
うち事業部門					22	29	27	28	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）					111（13）	119（16）	122（18）	118（19）	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）					108（95）	111（96）	105（91）	—（—）	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）					91（89）	—（—）	—（—）	—（—）	
					年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算			決算	決算	決算	当初予算		
	一般会計（百万円）			2,233	2,434	2,316	1,990		
	うち運営費交付金			2,220	2,130	1,945	1,944		
	うち施設整備費補助金			13	242	371	46		
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	62	—	—		
	うち委託費			—	—	—	—		
	うち出資金			—	—	—	—		
	東日本大震災復興特別会計（百万円）			—	—	48	—		
	うち運営費交付金			—	—	48	—		
	うち施設整備費補助金			—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金			—	—	—	—		
	うち委託費			—	—	—	—		
	うち出資金			—	—	—	—		
	計			2,233	2,434	2,364	1,990		
支出額の推移（百万円）			2,238	2,458	2,386	2,007			
収入額の推移（百万円）			2,238	2,458	2,386	2,007			
国の財政支出/収入額（％）			99.8	99.0	99.1	99.1			
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計			6,192	うち流動資産	414			
	負債合計			1,377	純資産合計	4,815		うち利益剰余金	0

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
				内訳	(名称)	(額)	法人名	額
				歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般への利用の提供等	①行政機関、独立行政法人等から歴史資料として重要な公文書等の移管を受け入れ、その適切な保存及び一般の利用のための業務等を実施。 ②公文書管理法（行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ること）等	2,386	合計	
			国費	運営費交付金	1,993	①社公共建築協会 ②社行政情報システム研究所	①5 ②3	
				施設整備補助金	371	—	—	
				自己収入	事業収益 事業外収益	21 2	— —	— —

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）  
〈平成24年度決算合計〉

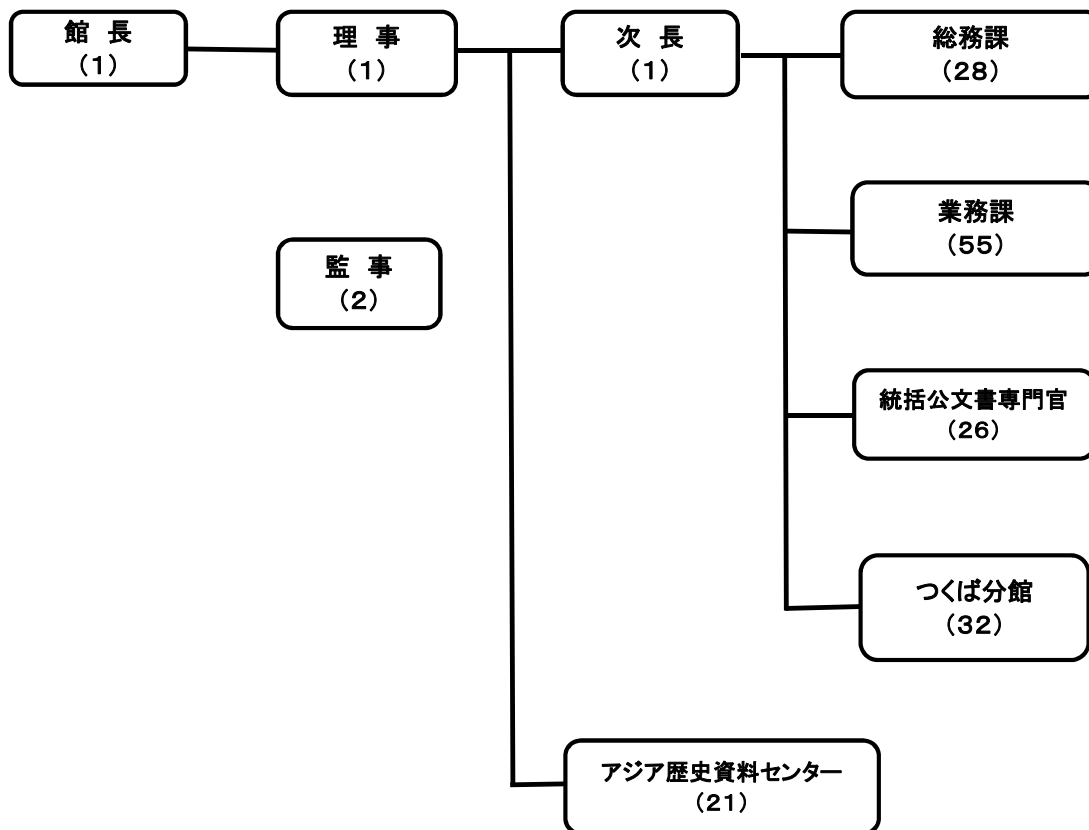
	合計	東日本大震災復興特別会計		
		特別会計	特別会計	特別会計
特別会計 法人合計（百万円）				
歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般への利用の提供等	48	48	—	—

## 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）

【組織図】



【職員数】 167名

【所在地】

国立公文書館：東京都千代田区北の丸公園3-2

つくば分館：茨城県つくば市上沢6-6

アジア歴史資料センター：東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル10階

No.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

公文書管理法に基づき、行政の適正かつ効率的な運営、国及び独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の国民に説明することを目的として、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図るため、独立行政法人国立公文書館において、国民共有の知的資源である歴史資料として重要な公文書その他の文書（歴史公文書等）を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を実施。

毎年度行政機関等から保存期間が満了した文書を受け入れ、現在約133万冊の歴史公文書等を保存し、一般の利用に供している。このほか、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言、内閣総理大臣の求めによる行政文書の管理状況についての報告若しくは資料徴収又は実地調査を行う。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

独法制度の活用により、歴史資料として重要な公文書の適切な管理を図るための専門性を有した職員の確保や、被災公文書等修復支援事業のように柔軟かつ弾力的な業務運営、事業執行が可能となった。

なお、公文書管理法附則第13条第1項において、同法施行後5年（平成27年度末）を目途に法の見直しを行うこととされており、また、同法の附帯決議において、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこととされている。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
内閣府	118	独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費
内閣府	119	独立行政法人国立公文書館施設整備に必要な経費
復興庁	7	東日本大震災復興に係る独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
システム関連業務	システム搭載用データ等作成業務	193,415,371	㈱ムサン等
システム関連業務	CIO補佐官業務等	16,065,000	㈱HBA等
マイクロフィルム作成業務	マイクロフィルム作成業務	45,493,913	富士フィルム㈱
庁舎管理業務	清掃業務、電気機械設備管理業務等	60,968,197	㈱須田ビルメンテナンス等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
通訳業務	国際会議における通訳業務	1,568,552	日本コンベンションサービス㈱

※①②に関し、100万円以下の少額随契は除く。

No.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>平成20年1月18日の施政方針演説において、福田康夫総理（当時）から「国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」との表明があり、公文書管理担当大臣の下、12回にわたり「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」を開催。同年11月に出された最終報告においては、適切な公文書管理に向けて、法制整備を行うことや、公文書管理担当機関が新たに果たすべき役割等の提言がなされた。</p> <p>これを踏まえ、政府においては「公文書等の管理に関する法律」案を立案し、平成21年3月3日に閣議決定された。同法案は、議員修正が加えられた上で、衆参両院で可決成立、同年7月1日に公布され、平成23年4月1日から施行された。本法には、内閣総理大臣（内閣府）及び国立公文書館の機能強化についても多く盛り込まれている。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行う。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>国立公文書館の組織の在り方については、独立行政法人改革全般の動きや公文書管理法の見直し期限（施行（平成23年4月1日）後5年を目途）を見据えつつ、法の施行状況や同法附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性等も踏まえ、特別の法人化を含めた論点の整理や基本的な考え方の検討を進めてまいりたい。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>○政独委の組織見直しに係る指摘事項について 国立公文書館においては、直近の中期目標終了時に政独委の組織形態の見直しに係る指摘を受けていない。</p> <p>○会計検査院による指摘事項について 国立公文書館においては、会計検査院による検査の結果、不適切な事案として指摘される「指摘事項」を受けたことはない。</p>
② 対応状況	—

No.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

国立公文書館の組織の在り方については、独立行政法人改革全般の動きや公文書管理法の見直し期限（施行（平成23年4月1日）後5年を目途）を見据えつつ、法の施行状況や同法附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性、さらには与党等における議論等も踏まえ、特別の法人化を含めた論点の整理や基本的な考え方の検討を進めてまいりたい。

No.	1	所管	内閣府	法人名	独立行政法人国立公文書館
-----	---	----	-----	-----	--------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

「総務大臣は、法人の事務・事業の特性を踏まえて目標設定及び業績評価（基準や標語など）に関する政府統一的な指針を策定」の際は、法人の規模、体制にも留意願いたい。